

宗教学学会創立 30 周年記念シンポジウム

「裁判員制度と信教の自由」

—第 61 回宗教学学会（2010 年度秋季学会）—

〔概 況〕

宗教学学会設立 30 周年記念シンポジウムは、昨年から施行された裁判員制度と信教の自由をめぐる問題をテーマとしたものであった。

宗教学学会 30 年の歩みを概観する平野理事長の講演の後、本シンポジウムは始まった。まず本企画の責任者である田近肇会員（岡山大学）が本テーマの意義を述べたのちに、裁判員制度と個人の信教の自由が抵触する可能性を指摘し、その対応には信仰者への免除を認めない強制型、政策的に免除を認める政策免除型、信仰者への免除不可は憲法違反とみならず憲法的免除型、聖職者の就任を禁止する排除型があると報告した。

岩本潤一氏（カトリック中央協議会）は、日本カトリック教会が裁判員制導入に対してどのような対応をしてきたかを中心に、主に聖職者への就任拒否について語った。

藤丸智雄氏（本願寺教学伝道研究所）は、日本の仏教の特質から、裁判員就任に対する抵抗感の少ない仏教界の現状を報告した。

高畑英一郎会員（日本大学）と片桐直人会員（近畿大学）は、それぞれアメリカの陪審制・ドイツの参審制と信教の自由の問題を報告し、両国においては、国民の司法参加は当然の責務であり、信仰を理由とした免除制度は設けられていない様子が述べられた。

最後に四宮啓氏（弁護士・国学院大学）が裁判員制施行 1 年を経過した日本の現状を述べ、信仰を理由とする裁判員自体を制度上認めているが、その申し出の事例は少ないこと、信仰上の「裁き」と近代国家における法の適用とには大きな質的違いがあることを報告した。

本テーマは、宗教学学会 30 周年記念シンポジウムにふさわしい、今日的課題にこたえるものであり、そのため最大規模の来場者を得た。当学会は、今後も宗教と法制度をめぐる現代的テーマに取り組み、人々の関心に応える研究集会を開催していくつもりである。

以下に、当日の進行次第と、各報告者の当日配布のレジュメ・資料を掲載する。

なお、シンポジウムの報告の詳細、質疑応答については、『宗教法』30 号に掲載の予定である。